

様式第3号(第11条関係)

審 議 会 等 調 書

名称	佐伯市男女共同参画審議会		
設置目的	男女共参画社会の形成の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、教育に携わる者及び区等の役割を明らかにするとともに、市が実施する男女共同参画社会の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。		
設置根拠等	佐伯市男女共同参画社会推進条例第5章第25条から第29条		
設置年月日	平成20年8月26日	委員数	16人
審議事項等	男女共同参画社会の推進に関し必要と認められる事項		
事務局担当課名	総務部 人権・同和対策課	電話	22-3085
備考			